

1 はじめに

- この書面は、団体総合生活補償保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

<p>契約概要</p> <p>保険商品の内容をご理解いただくための事項</p>	<p>注意喚起情報</p> <p>ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項</p>	<p>しおり</p> <p>このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。</p>
--	---	--

3 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** …P2～4
- 商品の仕組み
 - 基本となる補償等
 - 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項** …P4～6
- 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 - クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
 - 傷害死亡保険金受取人
 - 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約
- III 契約締結後におけるご注意事項** …P7
- 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 解約と解約返れい金
 - 被保険者からの解約
- その他、ご留意いただきたいこと …P8

4 用語の説明

危険	損害等の発生の可能性をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
準記名式契約	保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とし、加入申込票兼被保険者明細書等に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方式です。ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責期間	事故等の発生の日からその日を含めて起算する保険金の支払の対象とならない期間をいい、保険金ごとに保険証券記載の期間または日数をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- 受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご契約の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「保険証券」[加入者証]等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)

- 受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間 [平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。ただし、次の①と②をあわせてセットすることはできません。
 ※準記名式契約の場合、①の「病気の補償」、「がんの補償」および②「個賠型」を選択することはできません。

①MS&AD型(基本となる補償を選択できます) [★:いずれか1つは必ずセットが必要な特約]

基本となる補償	基本となる特約	任意にセットできる主な特約(注)
ケガの補償	★傷害補償(MS&AD型)	●所得補償特約 ●医療費用補償特約 ●日常生活賠償特約
病気の補償	★疾病補償特約	●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)
がんの補償	★がん補償特約	●携行品損害補償特約 ●介護一時金支払特約 ●親介護一時金支払特約 ●親の介護による休業補償特約 など

(注) 基本となる補償によりセットできない特約があります。

②個賠型(特定する補償範囲を選択できます)

基本となる補償	特定する補償範囲	基本となる特約	任意にセットできる主な特約
賠償責任の補償	日常生活中	★日常生活賠償特約	—
	ゴルフ中	★ゴルファー賠償責任保険特約	●ゴルファー傷害補償特約 ●ゴルフ用品補償特約
	保険証券記載のスポーツ中	★スポーツ賠償責任保険特約	—
	狩猟中	★ハンター賠償責任保険特約	●ハンター傷害補償特約
	テニス中	★テニス賠償責任保険特約	●テニス傷害補償特約 ●テニス用品補償特約
	スキー・スケート中	★スキー・スケート賠償責任保険特約	●スキー・スケート傷害補償特約 ●スキー・スケート用品補償特約
	スポーツチーム活動中	★スポーツチーム総合保険特約	—
	スポーツ審判活動中	★スポーツ審判総合保険特約	—



すべてのご契約にセットされる特約: ●条件付戦争危険等免責に関する特約 疾病補償特約をセットした場合にセットされる特約: ●特定精神障害補償特約 ●告知義務違反による解除の期間に関する特約

(2) 被保険者の範囲

- ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約により加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- MS&AD型で選択できる被保険者の範囲は次のとおりです。なお、病気の補償、がんの補償、準記名式契約は「本人型」のみとなります。また、家族構成は、保険金支払事由時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族(注1)・別居の未婚の子(注2)
本人型	○	×	×
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	×
配偶者対象外型	○	×	○

- 個賠型の被保険者の範囲は次のとおりです(注3)。また、家族構成は、保険金支払事由時のものをいいます。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族(注1)・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○	○	○
ゴルファー賠償責任保険特約・スポーツ賠償責任保険特約・ハンター賠償責任保険特約・テニス賠償責任保険特約・スキー・スケート賠償責任保険特約・スポーツチーム総合保険特約・スポーツ審判総合保険特約	○	×	×

- 上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (注2) 同居の親族・別居の未婚の子とは、家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。
 (注3) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。(スポーツチーム総合保険特約、スポーツ審判総合保険特約の場合、賠償責任条項のみ)

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

①MS&AD型

基本となる補償	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガに対して、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用している運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ など
病気の補償	被保険者の身体に発病した病気により、その直接の結果として、治療を目的として保険期間中に入院した場合に、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金をお支払いします。特定精神障害補償特約が自動セットされ、約款所定の精神障害により入院した場合も保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間(注2)の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術(注3) ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気(医師が治療で使用する場合を除きます) ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1) ●妊娠、出産による病気(異常妊娠等は除きます) ●「特定疾病対象外特約」がセットされた場合は、保険証券等に記載の病気 など
がんの補償	約款所定のがんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院した場合に、がん入院保険金、がん手術保険金、がん放射線治療保険金、がん通院保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間(注2)の開始時より前に診断確定されたがん(注3) ●保険期間(注2)の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがん など

②個別型

特約	補償地域		お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
	国内	国外		
日常生活賠償特約	右記参照		住宅(注4)の所有、使用、管理に起因する偶然な事故または、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、日本国内外で被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内で被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。(注5)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 など
ゴルファー賠償責任保険特約	○	○	特約で特定する補償範囲の練習中、競技中、指導中に発生した偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ※特約によりお支払いできない主な場合は異なります。普通保険約款・特約をご確認ください。
スポーツ賠償責任保険特約	○	○		
テニス賠償責任保険特約	○	×		
ハンター賠償責任保険特約	○	×	被保険者が狩猟等のために所持、使用する銃器によって発生した偶然な事故または、狩猟のための行程中に猟犬によって発生した偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。	
スキー・スケート賠償責任保険特約	○	×	被保険者がスキーのための行程中に発生した偶然な事故または、スケート場でアイススケートの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。	
・スポーツチーム総合保険特約 ・スポーツ審判総合保険特約	○	×	賠償責任補償条項：約款所定の事由に該当する間に発生した偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 など
			見舞費用補償条項：約款所定の事由に該当する間に他人の生命または身体を害し、被保険者がその事故の被害者に対して見舞金(弔慰金を含みます)を当社の同意を得て支払ったときに、保険金をお支払いします。	
			傷害補償条項：被保険者が約款所定の事由に該当する間に急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガに対して、約款所定の保険金をお支払いします。	
			臨時費用補償条項：被保険者が上記「傷害補償条項」のケガを被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または治療のため入院し、被保険者または親族が、交通費、宿泊費、移送費等約款所定の費用を負担した場合に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●上記①MS&AD型のケガの補償と同じ

(注1) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注2) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

(注3) 保険期間(注2)の開始時より前の発病について正しく告知して契約した場合や、特別な条件付きで契約した場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間(注2)の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金支払対象となる場合があります。

(注4) 被保険者本人の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住する住宅を含みます)をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(注5) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフカートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

(2) 主な特約の概要

契約概要

●携行品損害補償特約

被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外で、偶然な事故により、被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。

※新価保険特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。

※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は特約をご確認ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことに伴って損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。

※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。

※キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、次の場合にかぎり、保険金をお支払いします。

- ・同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合
- ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(注) 目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 所得補償保険
- 医療費用補償特約
- 日常生活賠償特約
- 受託物賠償責任補償特約
- 携行品損害補償特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)
- 育英費用補償特約
- ゴルファー賠償責任保険特約
- テニス賠償責任保険特約
- スポーツ賠償責任保険特約
- ハンター賠償責任保険特約
- スキー・スケート賠償責任保険特約
- その他

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

- ①各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。
- ②所得補償特約または親の介護による休業補償特約をセットする場合のその特約の保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(注1)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、次のとおり設定してください。

所得補償特約	平均所得額(注2)の範囲内で、適正な額となるよう設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注3)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
親の介護による休業補償特約	定期所得の平均月間額(注4)の範囲内で、適正な額となるよう設定してください。なお、介護による休業補償保険金額が、被保険者の平均月間定期所得額(注5)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注1) 公的医療保険制度とは、健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます。

(注2) 平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得(*1)の平均月間額をいいます。

(注3) 平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得(*1)の平均月間額をいいます。

(注4) 定期所得の平均月間額とは、お申込み直前12か月における被保険者の定期所得(*2)の平均月間額をいいます。

(注5) 平均月間定期所得額とは、免責期間が始まる直前12か月における被保険者の定期所得(*2)の平均月間額をいいます。

(*1) 所得とは、給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額をいいます。

(*2) 定期所得とは、給与所得に係る総収入金額をいいます。ただし、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは名称を問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。

※所得、定期所得とも休業等により支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。また、休業等の発生にかかわらず得られる収入は含みません。なお、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ①保険期間：1年間(ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能)(注)

(注) 「疾病補償特約」「がん補償特約」「介護一時金支払特約」「親介護一時金支払特約」「親の介護による休業補償特約」「ハンター賠償責任保険特約」「スキー・スケート賠償責任保険特約」をセットした場合は1年間のみとなります。

- ②補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

- ③補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

- ① 保険料は、基本となる補償の種類、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、解約時、ご契約内容の変更時、包括契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約の確定精算時においても、最低保険料を適用します。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
※ 暫定保険料の詳細は、後記 [その他、ご留意いただきたいこと](#) **5 確定精算** をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

- ① ご契約の保険料は、分割払 **(注)** または一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード払)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。
(注) 保険料割増が適用されます。
※ 現金で払込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。
- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- ① 口座振替により払い込む初回保険料および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります **(注)** が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。
(注) 口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。
- ② 分割払でご契約の場合、当社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります **(注)**。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
(注) 次において、**[1]**に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

【告知事項】

[1] すべてのご契約

- ① **MS&AD型**: 同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等 **(注)** の有無
- ② **個賠型**: この保険契約で保険金支払の対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等 **(注)** の有無
(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険[積立タイプ]等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[2] 「疾病補償特約」「がん補償特約」「介護一時金支払特約」「親介護一時金支払特約」「親の介護による休業補償特約」「所得補償特約」「医療費用補償特約」「疾病による家事代行費用等補償特約」「葬祭費用補償特約」をセットしたご契約

被保険者の生年月日、年齢、健康状態告知。ただし、「親の介護による休業補償特約」は、介護対象者の生年月日、年齢、健康状態告知が告知事項となります。

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

- 「親介護一時金支払特約」または「親の介護による休業補償特約」をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者・介護対象者の方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのままご記入ください。
※ 「親介護一時金支払特約」は、被保険者本人が特約被保険者を代理して回答ください。「親の介護による休業補償特約」は、被保険者本人が介護対象者の健康状態を回答してください。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時 **(*)** から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時 **(*)** から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時 **(*)** から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(*) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

[3] 「所得補償特約」をセットしたご契約

被保険者の職業・職務 **(注)**

(注) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。
※ 下表に記載のないご職業は、代理店・扱者までお問い合わせください。

級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方) 等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人 等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転工 等

[4] 「準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約」をセットした契約

被保険者数

[5] 「スキー・スケート賠償責任保険特約」をセットした契約

被保険者が競技、指導を職業としていること

[6] 「スポーツ賠償責任保険特約」をセットした契約

スポーツの種類

[7] 「ゴルフ場入場者包括」契約

年間入場者数(ゴルフ場予想入場者数)

[8] 「ゴルフ練習場入場者包括」契約

練習場出席数

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ① 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ② 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。
- ③ 被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。
※ 企業等が保険契約者および傷害死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

4. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

注意喚起情報

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。なお、「ハンター賠償責任保険特約」「スキー・スケート賠償責任保険特約」をセットした場合、解約返れい金はありません。

(2) 新たなご契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

- ① 被保険者や介護対象者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
- ② 次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たなご契約の保険期間の開始日より前に発病していた病気
がんの補償	新たなご契約の保険期間の開始日より前に診断確定されたがん
介護一時金支払特約、親介護一時金支払特約、親の介護による休業補償特約	新たなご契約の保険期間の開始日より前に発生した病気等を原因とする要介護状態
所得補償特約、医療費用補償特約	新たなご契約の保険期間の開始日より前に被った病気またはケガ

- ③ 新たなご契約の始期日における被保険者や介護対象者の年齢により計算した保険料 **(注)** を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- [1]「所得補償特約」をセットした契約
被保険者本人の職業・職務を変更した場合
- [2]「準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約」をセットした契約
被保険者数が増減となる場合
- [3]「スキー・スケート賠償責任保険特約」をセットした契約
被保険者が競技、指導を職業・職務として行うことになった、または行わないことになった場合
- [4]「スポーツ賠償責任保険特約」をセットした契約
スポーツの種類を変更した場合
- [5]「ゴルフ場入場者包括」契約
年間入場者数(ゴルフ場予想入場者数)を変更した場合
- [6]「ゴルフ練習場入場者包括」契約
練習場打席数を変更した場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ③ (所得補償特約をセットした契約のみ)ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合
- ④ (親の介護による休業補償特約をセットした契約のみ)ご契約時に保険金額を定期所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合またはご契約後に定期所得の平均月間額が著しく減少した場合
- ⑤ (育児費用補償特約をセットした契約のみ)扶養者の変更が発生した場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します(注)。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(注)「ハンター賠償責任保険特約」「スキー・スケート賠償責任保険特約」をセットしたご契約には、解約返れい金はありません。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

「事故が起こった場合の手続き」参照

2 個人情報の取扱い(注意喚起情報)

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

- 再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。
当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限(注意喚起情報)

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。

5 確定精算

保険料を見込人数等をもとに計算した暫定保険料等により契約した保険契約は、満期後に確定保険料との差額を精算する契約方式となります。なお、契約内容により一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約(包括契約特約用)」または「保険料確定特約(ゴルフ入場者包括用)」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合には、「ご契約ガイド」を確認のうえ、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

7 継続契約について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険期間終了後にこの契約を継続する場合のご注意

「継続契約について」参照

8 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、当社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。所得補償特約や損害を補償する特約をセットした場合のご注意

「請求権等の代位について」参照

9 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

10 保険会社破綻時等の取扱い(注意喚起情報)

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

①MS&AD型

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%(注)	80%	90%	90%

(注)破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

②個別型(賠償責任部分)

保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、個人等といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されず。(注1)(注2)

(注1)破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(注2)保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、当社または代理店・扱者までお問い合わせください。